



各種証明書の請求
p. 158 ~ 163 参照

■ 教員免許状の申請

教員免許状の授与権者は都道府県教育委員会です。教員免許状の取得に必要な要件を充たした後、所轄の都道府県教育委員会へ申請することにより、免許状が授与されます。

申請の方法には、個人申請と一括申請の2通りありますが、個人申請が原則です。

同一の免許状を個人申請と一括申請両方で手続きすることはできません。また、同一の免許状を複数の教育委員会に申請することもできません。

■ 個人申請

必要な要件を充たし、個人で居住地の都道府県教育委員会に申請を行う方法です（現職教員は勤務校の所在する都道府県教育委員会）。教育委員会では、随時受付をしており、申請手続き後約1ヵ月で授与されます。都道府県によっては毎年個人申請の受付を一時停止する期間がありますので、申請する際に必要な書類・様式や個人申請受付停止期間を事前に教育委員会のホームページ等で確認しておいてください。

本学では修得単位を教育職員免許法に基づいて記載した「学力に関する証明書」を学校種ごとの学籍番号ごとに発行します（基礎資格（学歴）を本学で取得した場合は基礎資格も同時に証明します）。この他に基礎資格や修得単位の一部を出身大学・短期大学で修得している場合は、出身大学・短期大学の発行する「学力に関する証明書」も併せて必要になります。証明書の請求方法は「証明書の請求」を参照してください。

なお、「介護等の体験」の証明書は体験をした特別支援学校及び社会福祉施設より発行されます。大学では発行しませんので注意してください。

■ 一括申請

本学が一括して東京都教育委員会へ申請し、東京都教育委員会から免許状が授与される方法です。下記に該当する学生は、一括申請を希望することができます。

一括申請の場合、東京都より免許状が授与されるのは3月上旬（予定）となります。したがって、免許状取得要件の充足時期によっては、個人申請の方が早い場合があります。なお、個人申請は2月上旬から4月中旬頃まで受付を停止する場合がありますので注意してください。

免許状のみ取得希望者（3年次編入学生）

- ・ 正科生であること。
- ・ 第6回科目試験までに必要単位のすべてを修得見込みであること。
- ・ 教育実習を12月末日までに終了すること。
- ・ 介護等の体験が必要な学生は12月末日までに終了すること。
- ・ 教職実践演習を12月末日までに終了すること。
- ・ 東京都在住であること。

卒業予定者

1年次入学生・2年次編入学生・3年次編入学生

- ・ 当該年度3月に卒業予定の学生。
- ・ 第6回科目試験までに必要単位のすべてを修得見込みであること。
- ・ 教育実習を12月末日までに終了すること。
- ・ 教職実践演習を12月末日までに終了すること。
- ・ 介護等の体験が必要な学生は12月末日までに終了すること。

一括申請についての詳細は「玉川通信」6月号に掲載します。

※上記の条件に該当していても、申込後、単位の修得方法などにより一括申請の対象外となる場合があります。

教育の基礎的理解に関する科目等
小学校(1種)・幼稚園(1種)免許状

表1

免許法施行規則に定める科目区分等	各科目に含める必要事項	施行規則に定める単位				本学の開講科目	単位	本学履修単位	
		小2	小1	幼2	幼1			小1	幼1
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	10	6	10	教育原理	2	2	2
	教育哲学					2			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)					2	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)					2	2	2	
	教育社会学					2			
	学習・発達論					2			
	教育心理学 発達心理学					2	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					特別支援教育	1	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					幼児教育課程論 教育課程編成論	2 2	— 2	2 —	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法(2種は1単位)	6	10	4	4	道徳教育の理論と方法	2	2	—
	総合的な学習の時間の指導法					1	1	—	
	特別活動の指導法					1	1	—	
	教育の方法及び技術					1	1	—	
	教育方法学					2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					1	1	—	
	ICT活用の理論と実践					1			
	教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					1	—	1	
	ICT活用の理論と実践					1	—	1	
	教育方法学					2	—		
	幼児理解の理論及び方法								幼児理解と教育相談
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法									
生徒指導の理論及び方法									
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					生徒・進路指導の理論と方法	2	2	—	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					教育相談の理論と方法	2	2	—	
教育実践に関する科目	教育実習(事前事後指導1単位を含む。)	5	5	5	5	教育実習(小・中)	5	5	
						教育実習(幼・小)	5		
	教職実践演習	2	2	2	2	教職実践演習	2	2	2
法定単位	計	19	27	17	21	本学履修単位	計	28(28)	22(22)

* [免許法施行規則に定める科目区分等] 欄の「各科目に含める必要事項」を充足するには、「本学履修単位」欄にある単位数に対応した科目が必修です。

* 本学は1種免許状取得の教職課程であることから、2種免許状を想定した開設はありませんが、 の科目および単位を修得すれば、幼稚園2種、小学校2種に必要な教職科目が修得できます。

[注意] 「教職実践演習」について

・1種免許状取得の教職課程の総まとめとして最終学年(4年次)にスクーリングで履修する科目です。4年次より前に履修することはできません。



教職実践演習の履修が
不要となる学生
p. 97 参照

領域及び保育内容の指導法に関する科目 幼稚園(1種)免許状 表2

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	免許法施行規則に定める科目区分等	施行規則に定める単位		本学履修単位		
			幼2	幼1	本学開講科目	単位	幼1
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	国算生音図体 語数活楽作育	12	16	国語 算数 生活 音楽 図工 体育(幼・小)	2 2 2 2 2 2	6 (2) 単位選択
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)				保育内容総論 幼児指導論 保育内容指導法(健康) 保育内容指導法(人間関係) 保育内容指導法(環境) 保育内容指導法(言葉) 保育内容指導法(表現)	2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2
法定単位計			12	16	本学履修単位計		20(12)

* 本学では、領域に関する専門的事項では、音楽・図画工作・体育を1科目以上含めて履修してください。

* の単位の単位を修得すれば、幼稚園2種に必要な教科科目が修得できます。

教科及び教科の指導法に関する科目 小学校(1種)免許状 表3

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	免許法施行規則に定める科目区分等	施行規則に定める単位		本学履修単位		
			小2	小1	本学開講科目	単位	小1
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。) 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語	16	30	国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図工 家庭 体育(幼・小) 外国語(英語)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10 (4)
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 2種は音楽・図工・体育のうち2教科を含み6教科12単位 1種は10教科20単位	国語(書写を含む。) 社会 算数 理科 生活 音楽 図工 家庭 体育 外国語			国語科指導法 社会科指導法 算数科指導法 理科指導法 生活科指導法 音楽科指導法 図工科指導法 家庭科指導法 体育科指導法 外国語(英語)指導法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	音楽・図工・体育の各指導法 を含み6科目12単位修得
法定単位計			16	30	本学履修単位計		30(16)

* 本学では、教科に関する専門的事項では、音楽・図画工作・体育を1科目以上含めて履修してください。

* の単位の単位を修得すれば、小学校2種に必要な教科科目が修得できます。

大学が独自に設定する科目 小学校(1種)・幼稚園(1種)免許状 表4

免許法施行規則に定める科目区分等	施行規則に定める単位				本学の開講科目	単位	本学履修単位	
	小2	小1	幼2	幼1			小1	幼1
大学が独自に設定する科目	2	2	2	14	全人教育論 教育学概論 精神保健 生命と性の教育 異文化理解と教育 生涯学習概論 *1 現代社会の教育課題 *2 道徳教育の理論と方法	2 2 2 2 2 2 2 2	左記科目、または本学の指定する履修単位を超えて修得した表1・2・3の科目の単位を充てる *3	
法定単位計	2	2	2	14	本学履修単位計		2(0)	10(0)

*1 現代社会の教育課題は幼稚園免許状を取得する場合に使うことができません。

*2 道徳教育の理論と方法は幼稚園免許状を取得する場合に、「大学が独自に設定する科目」の扱いとなります。

*3 幼稚園免許状には表2、小学校免許状には表3が該当します。

教育の基礎的理解に関する科目等
 中学 社会(1種)・高等学校 公民(1種) 地理歴史(1種) 免許状 **表5**

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	各科目に含める必要事項	施行規則に定める単位			本学の開講科目	単位	本学履修単位	
		中2	中1	高1			中1	高1
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	10	10	教育原理	2	2	2
	教育哲学				2		2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				2	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				2	2	2	
	教育社会学				2		2	
	学習・発達論				2		2	
	教育心理学 発達心理学				2	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				特別支援教育	1	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				教育課程編成論	2	2	2	
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法(2種は1単位)	6	10	8	道徳教育の理論と方法	2	2	—
	総合的な学習の時間の指導法				1	1	1	
	特別活動の指導法				1	1	1	
	教育の方法及び技術				1	1	1	
	教育方法学				2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				1	1	1	
	ICT活用の理論と実践				1	1	1	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				2	2	2	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	2					
教育実践に関する科目	教育実習(事前事後指導1単位を含む。)	5	5	3	教育実習(小・中)	5	5] 又は 3	ど履 ち修 ら登 か録 選時 択に
				教育実習(中・高)	5			
				教育実習(高)	3			
	教職実践演習	2	2	2	教職実践演習	2	2	2
法定単位 計		19	27	23	本学履修単位 計		28(28)	24~26

* 「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の「各科目に含める必要事項」を充足するには、「本学履修単位」欄にある単位数に対応した科目が必修です。

* 本学は1種免許状取得の教職課程であることから、2種免許状を想定した開設はありませんが、 の科目および単位を修得すれば、中学校(社会)2種に必要な教育の基礎的理解に関する科目等が修得できます。

[注意] 「教職実践演習」について

・1種免許状取得の教職課程の総まとめとして最終学年(4年次)にスクーリングで履修する科目です。4年次より前に履修することはできません。

教科及び教科の指導法に関する科目 中学校 社会(1種)免許状

表6

免許法施行規則に定める科目区分等		施行規則に定める単位		本学の開講科目	単位	中1社		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	中2社	中1社					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	12	28	日本史概論	2	2	1種の場合は左記14単位以外に4単位選択
		外国史概論			2	2		
		▲民俗学入門			2			
		地理学(地誌を含む。)			地理学概論	2	2	
		地誌学概論			2	2		
	「法律学, 政治学」	政治学(国際政治を含む。)			2	注1(2)		
	「社会学, 経済学」	社会学(国際法を含む。)			2			
「社会学, 経済学」	社会学	2						
「社会学, 経済学」	経済学(国際経済を含む。)	2	注2(2)					
「哲学, 倫理学, 宗教学」	▲ボランティア概論	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学	2	注3(2)					
「哲学, 倫理学, 宗教学」	倫理学	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学」	宗教学	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学」	▲西洋哲学思想史	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学」	▲東洋思想史	2						
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	日本と外国の歴史	2	2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・公民科指導法Ⅰ	2	2					
	社会科・公民科指導法Ⅱ	2	2					
	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	2					
	社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	2					
法定単位計		12	28	本学履修単位計		28(16)		

注1: 政治学(国際政治を含む。)または法律学(国際法を含む。)から2単位以上選択。

注2: 社会学または経済学(国際経済を含む。)を含み2単位以上選択。

注3: 哲学または倫理学または宗教学を含み2単位以上選択。

の科目および単位を修得し、の科目をどちらか履修すれば、中学校(社会)2種に必要な科目が修得できます。

▲の科目は一般的包括的な内容を含んでいない科目です。

教科及び教科の指導法に関する科目 高等学校 公民(1種)免許状

表7

免許法施行規則に定める科目区分等		施行規則に定める単位		本学の開講科目	単位	高1公		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	高1公						
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	24		政治学(国際政治を含む。)	2	注1 2	左記6単位以外に14単位選択
					法律学(国際法を含む。)	2		
					「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	社会学	2	
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	経済学(国際経済を含む。)			2			
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	▲ボランティア概論			2			
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学			2	注3 2		
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	倫理学			2			
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	宗教学	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	心理学	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	▲西洋哲学思想史	2						
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	▲東洋思想史	2						
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会科・公民科指導法Ⅰ	2	2					
	社会科・公民科指導法Ⅱ	2	2					
法定単位計		24		本学履修単位計		24		

注1: 政治学(国際政治を含む。)または法律学(国際法を含む。)から2単位以上選択。

注2: 社会学または経済学(国際経済を含む。)を含み2単位以上選択。

注3: 哲学または倫理学または宗教学または心理学を含み2単位以上選択。

▲の科目は一般的包括的な内容を含んでいない科目です。

教科及び教科の指導法に関する科目 高等学校 地理歴史(1種)免許状 表8

免許法施行規則に定める科目区分等		施行規則に定める単位	本学の開講科目	単位	高1地歴		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	高1地歴					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	日本史概論	2	注1	2	
			▲日本の伝統文化と歴史	2		2	
			▲日本史各論A	2			
			▲日本史各論B	2			
				▲民俗学入門	2		
				外国史概論	2	注2	2
				▲外国史各論A	2		
			▲外国史各論B	2			
			▲西洋文化史	2			
			▲東洋文化史	2			
			地理学概論	2		2	
			▲地理情報論	2		2	
			▲人文地理学	2			
			▲自然地理学	2			
			地誌学概論	2		2	
			▲観光地誌論	2			
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		日本と外国の歴史	2		2	
			歴史資料情報論	2		2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2		2	
			社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2		2	
法定単位 計		24	本学履修単位 計			28	

注1：2科目4単位以上選択。

注2：2科目4単位以上選択。

▲の科目は一般的包括的な内容を含んでいない科目です。

大学が独自に設定する科目

中学校 社会(1種)・高等学校 公民(1種)、地理歴史(1種)免許状 表9

免許法施行規則に定める科目区分等	施行規則に定める単位			本学の開講科目	単位	本学履修単位		
	中2社	中1社	高1公・地理歴史			中1社	高1公	高1地理歴史
大学が独自に設定する科目	4	4	12	全人教育論 教育学概論 精神保健 生命と性の教育 異文化理解と教育 生涯学習概論 現代社会の教育課題 *1 道德教育の理論と方法	2 2 2 2 2 2 2 2	左記科目、または本学の指定する履修単位を超えて修得した表5・6・7・8の科目の単位を充てる *2		
法定単位 計	4	4	12	本学履修単位 計		4(0)	12	8

*1 道德教育の理論と方法は高等学校免許状を取得する場合に、「大学が独自に設定する科目」の扱いとなります。

*2 中学校(社会)免許状には表6、高等学校(公民)免許状には表7、高等学校(地理歴史)免許状には表8が該当します。